2　使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定
使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後４ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。
(1)　2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあっては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。
(2)　2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。
(3)　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

○総務省告示第百四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を次のように指定し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

一　固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）

二　電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第四項第一号の交換等設備であって、次のイ及びロに掲げるもののうち、それぞれ当該イ及びロに定める条件に該当するものイ　ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
ロ　デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 AnnexC又はG.992.2 AnnexCに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置　接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること

三　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備

四　信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

五　ＳＩＰサーバ

六　電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局

七　ＰＨＳの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるＰＨＳ加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局

八　公衆電話機及びこれに付随する設備

九　電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）

十　他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項及び前項に掲げるものを除く。）

別表

単位指定区域	電気通信事業者
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
滋賀県	株式会社ケイ・オプティコム
京都府	株式会社ケイ・オプティコム
大阪府	株式会社ケイ・オプティコム 株式会社ジェイコムウエスト
兵庫県	株式会社ケイ・オプティコム 株式会社ジェイコムウエスト
奈良県	株式会社ケイ・オプティコム 近鉄ケーブルネットワーク株式会社
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
徳島県	株式会社ＳＴＮｅｔ
香川県	株式会社ＳＴＮｅｔ
福岡県	株式会社ジェイコム九州
沖縄県	沖縄通信ネットワーク株式会社

○総務省告示第百五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を次のように指定し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

Ｗｉｒｅｌｅｓｓ　Ｃｉｔｙ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備

一　電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）

二　施行規則第二十三条の九の二第三項第一号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備

三　施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備

四　信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

五　携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

六　他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項から前項までに掲げるものを除く。）